

第4章 各主体の取組

基本目標 1 豊かな自然をはぐくみ生きものと共生できるまち（自然環境）

環境目標 1－（1）河川や森林など豊かな自然を守ります

現状と課題

本市は、別府湾に注ぐ自然豊かな大分川・大野川を中心に多くの河川があり、海岸部の一部には干潟や砂質海岸も見られます。中でも、風光明媚な佐賀関半島の海岸は日豊海岸国定公園にも指定され、全国的にブランド化している水産資源「関あじ」「関さば」が水揚げされるなど、豊かな水産資源にも恵まれています。このように、現在残る貴重な河川や自然海岸について、適切な維持管理や清掃活動を進め、生きものの生態系を守り自然環境を保全していくことが必要です。

また、本市は高崎山、九六位山、霊山、鎧ヶ岳等の豊かな自然に恵まれ、昔ながらの人と自然との絶え間ない係わりの中で、人の手が入ることで維持管理されてきた里地里山とよばれる自然環境が形成されてきました。里地里山における薪炭林等は多くの森林性の動植物の、また耕作水田や素掘り水路は水辺の生物の重要な生息環境となっています。一方で、近年、里地里山の荒廃や有害鳥獣*による被害が深刻化し農地の耕作放棄地も増えています。これらの豊かな自然環境を守り、育み、次の世代に引き継いでいくため、今後も引き続き、里地里山などの森林や農地における自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、自然環境資源の適正な維持管理を市、市民、事業者が連携して進めていく必要があります。

【行政の取組】

施策 1 河川や海の保全

河川の保全

- 生態系や景観に配慮した河川の整備を国や県と連携し、推進します
- 河川の整備計画段階から市民と連携する中で、美しい川づくりのための環境保全活動の推進を図ります

河川の清掃美化

- 河川の一斉清掃など美化活動を支援し、推進します

海の保全

- 海底ごみ・漂着ごみの除去を国や県と連携しながら実施します
- 増殖礁*を設置し、豊かな漁場を造成します

施策 2 森林や農地の保全

森林の保全

- 市街化区域に残る貴重な緑を保全する地区として指定し、緑の保全に努めます
- 間伐等の森林整備に対して支援します
- 間伐や下草刈り等の森林公園の適切な管理について、地元住民等と連携し、推進します
- 森林所有者の高齢化等により境界が不明瞭になった森林の現況調査を行い、森林施業の集約化を促進します
- 竹粉碎機の貸出しなど、竹林整備に対して支援します
- 林業就業者の確保や育成を推進します
- 公共建築物における地域材^{*}の利用を促進します

農地の保全

- 農業の担い手の育成や新規参入を支援します
- 有害鳥獣（イノシシ、シカ等）の捕獲や防護柵による予防対策を支援します
- 有害鳥獣対策のため、狩猟人口の確保や育成を促進します
- 耕作放棄地を活用して農業を行う農家等に対して支援します

環境保全型農業^{*}の普及

- 環境に配慮した優良な堆肥の生産に取り組む畜産農家等を支援します
- 減農薬、減化学肥料により、農産物認証制度^{*}に取り組む農家を支援します

【市民の取組】

- 川や海ではごみの持ち帰りなどルールやマナーを守ります
- 河川清掃活動や里山保全活動などに積極的に参加します
- 間伐材を利用した商品を積極的に活用します
- 行政と連携して森林公園の適切な管理に努めます
- 市民農園や農業体験などに積極的に参加し、農業への関心を深めます
- 耕地の適正管理に努めます
- 有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図るための対策に努めます

【事業者の取組】

- 自然環境に配慮した事業活動に努めます
- 自然環境を保全するCSR※活動を積極的に進めます
- 間伐や適切な伐採の実施など森林の適正な管理に努めます
- 耕作放棄地の発生防止・解消に努めます
- 環境保全型農業・資源循環型農業※の取組に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
海底ごみ・漂着ごみの除去面積（累積）	ha	2,140	10,777
「郷土の緑保全地区」 区域指定面積（累積）	ha	76.4	85.0
年間間伐面積	ha	165	195
認定新規就農者数（累計）	人	7	65

環境目標 1 - (2) 生物多様性を確保し自然とのふれあいを進めます

現状と課題

本市には、多種多様な環境が存在し、その中で、地域固有の生物多様性に富んだ自然が見られます。近年人為的に持ち込まれた外来生物による生態系への影響が懸念されており、特に里地里山におけるアライグマ等の特定外来生物*の増加は生態系に大きな悪影響を与える恐れがあります。このため、生きものに関する調査や特定外来生物の防除対策を行い、人と生きものが共生できる環境を保全することが必要です。

また、自然とふれあう機会や場の整備では、自然観察会や森林セラピーロード*の整備・活用の取組を進めています。今後も、自然と親しむことのできる場やふれあう機会を創出し、自然を守り育てる意識を育むことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 多様な生きものの保全

- 学識経験者等と連携し、多種多様な動植物の実態把握やその保護に努めます
- 魚類等の生活環境の改善のため、国、県と連携して河川の状況等を把握し、対策を検討します
- 外来生物に関する正しい知識を普及啓発します
- 特定外来生物に関する防除対策を推進します
- 県や大分都市広域圏等の周辺自治体と連携し、特定外来生物の広域防除に努めます

施策 2 自然とふれあう機会や場の整備

- 自然観察会を実施し、身近な自然に親しむ機会を創出します
- 林業体験学習を実施し、自然についての関心を高めます
- 森林セラピーロードを整備・活用し、森林を守り育てる意識を醸成します

【市民の取組】

- 鳥や昆虫、植物などの自然に親しみ、保護に努めます
- 外来生物に関する正しい知識を身につけます
- 自然観察会や体験学習などに積極的に参加しま

【事業者の取組】

- 野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に努めます
- 外来生物を持ち込まないように努めます
- 生物多様性に配慮した事業活動に努めます
- 生物多様性を保全する CSR 活動を積極的に進めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
アライグマ捕獲努力量 (わな個数×わなかけ日数)	わな日	1,916	14,000
自然体験学習会参加者数	人	1,282	1,500

基本目標 2 水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち（快適環境）

環境目標 2－（1）水辺や緑と親しむ環境づくりを進めます

現状と課題

本市は、市街地内に大分川、大野川等の広々とした河川敷や西大分ウォーターフロントなど、市民が身近に水とふれあいを感じる水辺空間があります。今後も引き続き、市民にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な空間としての水辺空間の保全と整備を進めていく必要があります。

また、緑については、市域全体では豊かな緑に恵まれていますが、市街地においては緑が少ない現状が見られます。このため、公園における緑を適正に配置し、緑と親しむ市民の憩いの空間を創出していくとともに、市、市民、事業者が連携し、緑化を推進していくことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 水辺と親しむ環境の整備

- 水辺と親しむ河川整備を推進します
- 水辺と親しむイベントを開催します

施策 2 緑と親しむ環境の整備

緑化

- 古木、巨木及び樹林を名木として指定し、保存します
- 花木の苗の配布などにより、緑化を促進します
- 屋上緑化や生垣設置への補助を通じて、民有地の緑化を推進します
- 樹木や花を使った講習や教室を通じて、緑化意識の向上を図ります

公園・緑地整備

- 都市公園などの適正な整備・管理を行い、緑と親しむ空間の充実を図ります
- 住宅地と工業地帯の間に緩衝緑地を整備し、市民の憩いの空間を創出します
- 緑の不足している地区等を緑化重点地区に設定し、緑化を推進します
- 公園・緑地の維持管理を行うボランティア団体の育成を図ります
- 既存の街路樹、グリーンベルト（緑地帯）の保全を図ります

【市民の取組】

- 水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
- 生垣の設置や庭木の植栽など緑化に努めます
- ボランティア緑化活動などに積極的に参加し、身近な場所の緑化に努めます
- 地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します

【事業者の取組】

- 水辺を守る活動やイベントに参加・協力します
- 地域の公園・緑地の維持管理活動に積極的に参加・協力します
- 建設工事などにおいて、まちの緑へ影響を与えないように努めます
- 緑のカーテン^{*}などの導入により、事業所の敷地内の緑化に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
市民一人当たりの都市公園面積	m ²	14.65	15.0
公園愛護会の結成数	団体	399	410

環境目標 2 - (2) 美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にします

現状と課題

本市では、大分市景観条例*に基づき、良好な都市景観の保全と創出に取り組むとともに、まちの美化のため、地域住民や事業所のボランティアによる清掃活動やポイ捨て等の防止に取り組んでいます。

今後も、ゆとりある景観の保全・形成やまちの美しさを維持していくために、地域と一体となって、より良い景観づくりや清掃活動を継続して実施していくことが必要です。

また、本市には亀塚古墳や豊後国分寺跡、大友氏遺跡、横尾貝塚等の史跡、後藤家住宅、柞原八幡宮等の建造物など、歴史遺産である多くの文化財が残されています。これら歴史遺産に市民が親しみを持ち、誇りを持って次世代へ継承していけるよう、文化財の保護に向けた調査を進めるとともに、歴史・文化を活かしたまちづくりを行う必要があります。

【行政の取組】

施策 1 都市景観・まちの美化の推進

都市景観形成の推進

- 自然景観と調和した風格ある都市景観の形成を推進します
- 良好な景観を形成するため、無電柱化を推進します

まちの美化対策の推進

- 行政、市民、事業者が連携したまちの美化対策を推進します
- 市民ボランティアの清掃活動を支援し、地域に根ざした美化活動を促進します
- ごみの散乱防止、空き地の適正管理を推進し、清潔で美しいまちを保ちます

施策 2 歴史・文化の保全と継承

文化財の保護・調査等

- 天然記念物や史跡、有形文化財、民俗文化財など指定文化財の保護・保存を行い、周辺の自然環境の保全に努めます
- 市内に所在する文化財の調査を継続的に実施し、貴重な文化財の指定を積極的に進めます
- 文化財保護活動を行っている団体を支援します

文化財の活用

- 歴史資料館・海部古墳資料館を活用し、地域文化の理解を促進します
- 大友氏遺跡歴史公園を拠点とし、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します
- 大分市観光ボランティアガイドを育成し、歴史的文化資源の活用を推進します
- 学校教育において歴史・文化を大切にしている取組を実施します

【市民の取組】

- 住宅の外観等、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観形成に協力します
- 地域の清掃活動に積極的に参加します
- 歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します
- 地域の祭りや伝統行事に参加し、次世代へ受け継いでいきます

【事業者の取組】

- 「大分市環境美化に関する条例※」を守り、屋外広告物を適正に設置します
- 事業所周辺の美化に努めます
- 地域の清掃活動に積極的に参加します
- 歴史や文化財へ関心を持ち、保存・活用の活動に参加します
- 事業実施の際には、文化財と調和するよう配慮します

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
ボランティア清掃団体登録件数	団体	209	225
文化財指定件数	件	203	221

基本目標 3 水や空気がきれいで健康に暮らせるまち（生活環境）

環境目標 3－（1）良好な水・土壌環境を維持します

現状と課題

公共用水域[※]の水質汚濁の現状をみると、概ね水質の環境基準を達成していますが、一部の地点では環境基準を超過しています。そのため、引き続き関係行政機関と連携して水質の監視を実施し、公共用水域の水質を保全していくことが必要です。

地下水については、一部の地点で有害物質が環境基準を超過しており、継続した監視を行う必要があります。

生活排水については、公共下水道の普及率が全国平均に比べて低い状況にあり、より効率的な整備・普及と下水道整備区域外において、浄化槽[※]への設置替えの促進などの対策が必要です。

工場・事業場排水については、大規模事業場はもとより、排水規制の対象となっていない小規模事業場についても排水対策の強化が求められており、排水処理施設等の適切な維持管理の指導や支援を行う必要があります。

土壌環境については、現在要措置区域等の指定区域はありませんが、情報収集や監視を継続して行い、土壌の汚染状況について適切に把握する必要があります。

【行政の取組】

施策 1 水環境の常時監視の推進

- 公共用水域の水質調査を国、県と連携して実施します
- 国、県及び大分川・大野川水質汚濁防止連絡会議等と連携し、水質保全対策を推進します
- 都市内河川の水質改善を図るため、河川の水質汚濁負荷量[※]を調査します
- 地下水の水質調査を計画的に実施し、状況把握に努めます

施策 2 生活排水対策の推進

- 公共下水道の整備及び普及を推進します
- 公共下水道の整備区域外においては、浄化槽への設置替えを促進し、汚水処理施設の早期概成に努めます
- 水路の清掃を実施し、悪臭や水質汚濁防止に努めます
- 家庭の生活排水対策に関する普及啓発を推進します
- 農業集落排水処理の普及を推進します

施策 3 工場等の排水対策の推進

工場・事業場排水対策

- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、規制や適切な指導を行います
- 公害防止協定*等締結企業については立入調査等を実施し、適切な指導を行います
- 排水規制の対象とならない小規模事業場等の排水対策について、適切な指導に努めます
- 中小企業等に対して、環境保全対策に必要な資金を融資します
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します

農業排水対策

- 農業排水等に対し、適正な排水対策の指導に努めます
- 農地、水路、農道等の維持管理、補修を支援します

施策 4 土壌の汚染防止対策の推進

- 土壌の汚染状況等に関する情報を収集し、実態把握に努めます
- 工場・事業場に対して有害物質の地下浸透防止などの適切な指導を行い、地下水や土壌の汚染を未然に防ぎます
- 土壌のダイオキシン類による汚染状況について調査を実施します

【市民の取組】

- 公共下水道が整備された地域では、下水道への接続を速やかに行います
- 公共下水道が整備されない地域では、浄化槽への設置替えを行います
- 浄化槽の設置後は、適正な維持管理を行います
- 食べ残しや廃食油を直接流さないなど、家庭でできる生活排水対策に努めます

【事業者の取組】

- 適切な排水処理対策を行い、法令や公害防止協定等に基づいた排水基準を守ります
- 有害物質の地下浸透による地下水汚染及び土壌汚染を防止します

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
河川的环境基準達成率 (BOD)	%	100	100
海域的环境基準達成率 (COD)	%	88.9	100
汚水処理人口普及率*	%	79.6	89.4
地下水水質調査地点数(累計)	地点	399	500

*指標の環境基準の詳細については、資料編 P. 97 参照

環境目標 3 - (2) 良好な大気環境を維持します

現状と課題

大気環境の現状については、二酸化硫黄、二酸化窒素など 9 項目は環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは全測定局で、PM2.5 については一部の測定局で、環境基準を超過しています。このため、常時監視体制を充実し、市民への情報提供の強化を継続する必要があります。

工場・事業場からのばい煙※、悪臭に対しては、苦情も多いことから、立入検査等により施設の稼働状況の把握に努めるとともに、規制の徹底や適切な施設管理について指導を行う必要があります。

また、家庭生活に起因する悪臭苦情も発生していることから、自家焼却などに対する適切な指導・啓発を進める必要があります。

【行政の取組】

施策 1 大気環境の常時監視の推進

- 一般環境や交通量の多い交差点でテレメータシステム※により、大気汚染の状況を監視し、測定結果について、市民への情報提供の強化を図ります
- ベンゼン※等の有害大気汚染物質※の調査を実施します
- ダイオキシン類の調査を実施します
- アスベスト※の調査を実施します
- PM2.5 の成分分析調査を行い、効果的な発生源対策を検討します

施策 2 工場等の大気汚染、悪臭防止対策の推進

大気汚染防止対策

- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、規制や適切な指導を行います
- 公害防止協定等締結企業から排出される大気汚染物質の状況をテレメータシステムにより監視します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します（再掲）

悪臭対策

- 工場・事業場の悪臭調査を実施し、規制や適切な指導を行います
- 野外焼却に対して適切な指導を行います
- 畜産農家に対し、適正な家畜のふん尿処理についての指導を行うとともに、支援を実施します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します（再掲）

【市民の取組】

- ごみ等の違法な焼却行為を行いません
- 近隣の人々の生活環境を損なわないよう、悪臭の防止に努めます

【事業者の取組】

- 法令や公害防止協定等に基づく基準を守るとともに、大気汚染物質の排出の抑制に努めます
- 違法な焼却行為を行いません
- 家畜ふん尿の堆肥化など適正な処理や利用、悪臭防止に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
大気汚染物質の環境基準達成項目数 (全 6 項目)	項目	4	6
有害大気汚染物質の環境基準達成項目数 (全 4 項目)	項目	4	4
ダイオキシン類の環境基準達成項目数 (全 1 項目)	項目	1	1

*指標の環境基準の詳細については、資料編 P.98 参照

環境目標 3 – (3) 騒音・振動を防止します

現状と課題

一般地域の環境騒音、自動車騒音は概ね環境基準を達成しています。振動については、環境基準はありませんが、生活環境を保全するために法令で定める道路交通振動の要請限度[※]値以下となっています。

今後も騒音・振動調査を継続し、市民の生活環境が著しく損なわれることのないよう状況に応じた対策が必要です。

建設工事等に起因する騒音・振動に関する苦情については、件数が多いため、引き続き、建設工事現場や工場・事業場に対し、規制の徹底や適切な施設管理についての指導を行う必要があります。

また、近年の生活様式や住居環境の変化により、生活騒音に関する苦情も多くなっています。このため、生活騒音に係る普及啓発の推進が必要です。

【行政の取組】

施策 1 騒音・振動の常時監視の推進

- 一般地域の生活環境の騒音調査を実施します
- 自動車騒音及び道路交通振動の調査を実施します

施策 2 工場等の騒音、振動防止対策の推進

- 工場・事業場に対して立入検査等を実施し、規制や適切な指導を行います
- 公害防止協定等締結企業については立入調査等を実施し、適切な指導を行います（再掲）
- 建設作業において、低騒音型の重機の利用を促進します
- 商業宣伝を目的とした拡声器や深夜営業の騒音を規制します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）
- 環境関連法令等の規制基準を達成しているが、さらに環境負荷を低減する企業に対して設備導入等を支援します（再掲）

施策 3 生活騒音防止対策の推進

- ポスター等による普及啓発を実施し、生活騒音の未然防止に努めます

【市民の取組】

- 近隣住民の生活環境を損なわないよう、騒音・振動の防止に努めます

【事業者の取組】

- 適切な騒音・振動防止対策を行い、法や条例、公害防止協定等に基づく基準を守ります
- 低騒音・低振動型の機器や工法の導入に努めます
- 営業騒音の低減に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
一般地域における騒音の環境基準達成率	%	100	100
道路に面した地域における騒音 (自動車騒音)の環境基準達成率	%	89.4	100

*指標の環境基準の詳細については、資料編 P.99 参照

基本目標 4 限りある資源が大切に使われているまち（資源循環）

環境目標 4－（1）ごみの減量化を進めます

現状と課題

本市では、家庭系ごみの排出量を削減するため、2014（平成26）年度に家庭ごみの有料化制度を導入した結果、ごみ減量に関する意識が高まり、燃やせるごみと燃やせないごみの排出量が減少するなどの効果があがっていますが、今後は、さらに4R（リフューズ:発生回避、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用）に基づく取組の中でもリフューズ、リデュース、リユースに重点的に取り組み、ごみを出さない意識の醸成を進めていくことが必要です。また、事業系ごみについても、施設使用料の改定や紙類の受入れ廃止、産業廃棄物の搬入禁止の取組を進めています。今後、4Rに基づく事業系ごみの排出量削減に向けて、廃棄物の減量化指導などのごみの減量化対策を進めていくことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 家庭ごみの排出抑制・減量化の推進

- 家庭ごみの発生抑制を促進します
- 家庭ごみ有料化制度により、ごみ減量化の意識の向上を図ります
- 生ごみの堆肥化を促進します
- 「食べきり」「使いきり」「水きり」の「3きり運動」を展開し、生ごみの発生抑制を促進します
- ごみ減量化について啓発を行い、市民意識の高揚を図ります
- 「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」において、ごみの減量等についての検討・協議を行います
- マイバッグ運動の推進及び啓発を実施します
- 不用品の再使用・再利用等リユースを推進します

施策 2 事業系ごみの排出抑制・減量化の推進

- 大規模な事業者等をごみ減量推進事業所として指定し、ごみ減量化を促進します
- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し指導を行うなど、産業廃棄物の排出抑制を促進します
- 飲食店等の協力のもと「3きり運動」を展開し、生ごみの発生抑制を促進します
- 「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」において、ごみの減量等についての検討・協議を行います（再掲）

【市民の取組】

- 家庭ではごみを少なくするようなライフスタイルの転換に努めます
- 生ごみを減らすために、「3きり運動」を行います
- 生ごみ処理機、コンポスト容器*等による生ごみの堆肥化に努めます
- 買い物にはマイバッグを持参し、使い捨て商品や過剰包装商品は買い控えます

【事業者の取組】

- 廃棄物の減量化や排出抑制に努めます
- マイバッグ持参者への優遇措置や過剰包装の抑制により包装ごみの減量化に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
一日あたりの市民一人あたり 家庭系ごみ排出量	g	633	582
ごみ排出量（一般廃棄物）	t	158,298	136,000

環境目標 4 - (2) 資源のリサイクルを進めます

現状と課題

本市では、限りある資源を有効に活用するため、家庭ごみのリサイクルの推進として、有価物集団回収運動*やごみ分別方法の周知徹底などの取組を進めています。2014（平成 26）年度から、家庭ごみの有料化制度を導入したことにより、資源物であるプラスチック製容器包装の排出量が増加する等の効果があがっています。しかし、リサイクル可能な古紙等の資源物が依然として燃やせるごみ等に混入される状況が見受けられることから、今後も、ごみの分別に関する啓発・指導やリサイクルシステムの整備などにより、リサイクルを推進していく必要があります。

また、事業系ごみのリサイクルの促進として、剪定枝や建築廃棄物のリサイクルの取組を進めています。古紙等の資源物が適正処理できていない事例も見受けられることから、引き続き、事業者のリサイクル意識の醸成を行う必要があります。

水資源の有効利用では、雨水利用や下水処理水（再生水）*利用の取組を進めており、市内には 500 件以上の雨水貯留施設が設置されています。今後も雨水貯留施設の設置や再生水の利用促進などにより、限りある水資源を有効に活用していくことが必要です。

【行政の取組】

施策 1 家庭ごみのリサイクルの推進

- 家庭ごみ有料化制度により、ごみのリサイクルを推進します
- ごみの分別収集の徹底を図るとともに、缶・ビン・ペットボトル・新聞・雑紙類・小型家電等の再資源化を推進します
- 有価物集団回収運動を実施し、市民参加のリサイクル運動を促進します
- イベントや広報紙等により、リサイクルについて啓発を実施し、市民意識の高揚を図ります

施策 2 事業系ごみのリサイクルの推進

- 剪定枝等の堆肥化を行うことで、リサイクルを促進します
- 建築廃棄物のリサイクルを促進します
- 農業用廃プラスチックの適正処理について啓発するとともに、回収作業を支援します

施策 3 水資源の有効利用の推進

- 雨水貯留施設の設置を支援し、水資源の有効利用を促進します
- 学校施設において雨水利用施設を設置し、水資源の有効利用を促進します
- 下水処理水（再生水）を散水や雑用水として有効利用します
- 節水に関する啓発を行います

【市民の取組】

- リサイクル製品の利用に努めます
- ごみの分別を行い、資源物の再資源化に努めます
- リユースショップ等を積極的に利用します
- 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます
- 節水型機器の設置や風呂の残り湯の利用など、節水に努めます

【事業者の取組】

- 廃棄物の再資源化に努めます
- リサイクルに配慮した製品の製造・販売に努めます
- 建築廃棄物のリサイクルに努めます
- 雨水貯留施設を設置し、水資源の有効利用に努めます
- 節水型機器の設置など節水に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
リサイクル率（一般廃棄物）	%	21.9	33.0

環境目標 4 - (3) ごみの適正な処理を進めます

現状と課題

市内から排出される一般廃棄物は、福宗環境センターや佐野清掃センターで焼却、埋め立て処分されますが、最終処分場（埋立場）の残余容量のひっ迫などが懸念されています。このため、一般廃棄物の排出抑制及び減量化、再生利用を促進することはもとより、廃棄物処理施設の適正な管理・運営や最終処分場の延命化を図る必要があります。

産業廃棄物については、排出事業者や処理事業者への指導啓発等により、再生利用率の増加や最終処分率^{*}の減少など、一定の効果がみられています。その一方で、産業廃棄物の排出量の増加や、最終処分場の残余容量の減少などの変化もみられていることから、これらの問題に対応することが必要です。

また、本市においても、大規模な地震の切迫性が指摘されており、復旧・復興のスピードにも大きく影響する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うことが必要です。

不法投棄の現状においては、依然として小規模な不法投棄が発見されていることから、監視を徹底するなど不法投棄の防止に向けた取組が必要です。

【行政の取組】

施策 1 廃棄物の適正処理

- 廃棄物処理施設の適正かつ安定した管理・運営に努めます
- 焼却灰、飛灰^{*}を再資源化することで、最終処分場の延命化を図ります
- 排出事業者等への啓発・指導を通して、減量化・再資源化を促進します
- 事業者が設置する産業廃棄物処理施設については、円滑な設置と適正な配置に努めます
- 廃棄物処理施設等への立入検査による監視指導を行い、適正処理を推進します
- 「大分市災害廃棄物処理計画^{*}」を策定し、災害廃棄物の適正な処理に努めます

施策 2 不法投棄の防止

- 不法投棄監視パトロールや監視カメラの設置等による監視指導を徹底し、不法投棄の防止を図ります
- 「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」において、関係機関等と連携の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます

【市民の取組】

- ごみの出し方や分別のルールを守ります
- 廃棄物の不法投棄をしません

【事業者の取組】

- 廃棄物を適正に処理します
- 廃棄物処理事業者は、処理施設等を適正に管理します
- 廃棄物処理施設の周辺環境の保全に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
最終処分率	%	6.2	3.0
おおいた優良産廃処理業者評価制度* 認定事業者数	事業者	10	30

基本目標 5 低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち（地球環境）

環境目標 5－（1）地球環境への負荷を低減します

現状と課題

地球温暖化対策に関して、本市では、「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置し、温室効果ガスの削減に向けた取組を市民、事業者等と連携して進め、日常生活や事業活動における省エネ行動の促進や省エネ機器の導入、公共交通の利用促進などを図っています。今後も市民や事業者と連携して地球温暖化対策を推進する必要があります。

また、一方で、2015（平成 27）年 11 月には「気候変動の影響への適応計画[※]」が閣議決定され、温室効果ガスの排出の抑制等だけではなく、気候変動の影響に対処することが求められています。

オゾン層保護対策に関して、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコン等の製品のフロン[※]について適正な回収・処理の普及啓発を継続して推進する必要があります。

【行政の取組】

施策 1 地球温暖化対策の推進

省エネ行動の促進

- 国民運動「COOL CHOICE[※]」を展開し、市民・事業者の省エネ行動を促進します
- 「地球温暖化対策おおいた市民会議」等と連携し、各種イベント等を実施することで省エネ行動に関する市民の意識高揚を図ります
- 市職員が率先して環境に配慮したエコ・オフィス運動に取り組みます
- 緑のカーテンの普及啓発を行います

省エネ設備の導入

- 住宅等への省エネルギー・再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援します
- 公共建築物の新築・増改築時に、環境に配慮した省エネ設備・再生可能エネルギー利用設備の積極的な導入を図ります
- 街路灯・防犯灯等の LED 化を推進します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）

環境にやさしい交通

- 公共交通の利用やエコドライブ[※]を促進します
- 低燃費車や低公害車等の公用車への導入を図り、市民・事業者の地球環境保全への関心を高めます
- 自転車利用を促進します

建築物の環境性能の向上

- 低炭素建築物[※]・長期優良住宅[※]の認定を推進します
- 新築及び既築建築物における省エネ基準の適合を促進します

気候変動による影響の軽減

- 大雨や高潮時における危機管理体制の強化や治山・治水対策の充実など、水災害の被害を未然に防止し、または最小限に抑えるための対策を実施します
- 熱中症や、蚊などを媒介する感染症の発生を未然に防止するため啓発等を実施します
- 気候変動に対応した農産物の生産体制や生産基盤の整備を推進します

施策 2 オゾン層保護対策等の推進

- フロン類回収業者に対して、フロン類の適正な再利用や回収を行うよう指導します
- 酸性雨[※]の連続監視を行うとともに、原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量抑制対策を推進します
- 中小企業等に対し、環境保全対策に必要な資金を融資します（再掲）

【市民の取組】

- エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます
- 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます
- LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます
- 通勤や買物などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します
- 自家用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます
- エコドライブ、アイドリング・ストップの運転に努めます
- 住宅を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます
- フロンが含まれる製品（冷蔵庫等）を廃棄する際は、適正に処分します

【事業者の取組】

- エネルギー消費の見える化や省エネ行動に努めます
- 敷地内の緑のカーテン等の導入に努めます
- LED照明や高効率給湯器等、省エネ設備の導入に努めます
- 省エネ商品の提供に努めます
- 通勤や用務などの移動の際は、自転車や公共交通を利用します
- 社用車を購入する際は、低燃費車・低公害車の購入に努めます
- 建築物を新築、増改築する際は、省エネ基準の適合に努めます
- フロンガスの排出抑制を行うとともに、その適正な回収・処理を行います
- 酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H25	H36
民生家庭部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	794	576
民生業務部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	763	626
運輸(自動車)部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	956	917

環境目標 5 - (2) エネルギーの有効活用を進めます

現状と課題

本市は、事業者による大規模太陽光発電設備の設置が進み、全国有数の再生可能エネルギー活用都市となっています。また、市の施設においても、福宗環境センター、佐野清掃センターでのごみ焼却の余熱利用発電を導入するなど、未利用エネルギー^{*}の活用を進めてきました。

東日本大震災以降、原子力発電所の停止に伴う全国的な電力の需給問題が発生するなど、エネルギーを取り巻く情勢は大きく変化しており、エネルギーの有効活用を積極的に行うことがこれまで以上に求められています。そのため、市民生活や事業活動における再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入促進、エネルギーの地産地消^{*}を図っていく必要があります。

また、次世代のエネルギーとして注目されている水素エネルギー^{*}は、使用時に二酸化炭素を排出しないことから、温室効果ガスの削減に貢献することが期待されており、様々な分野で水素が活用される「水素社会^{*}」の実現に向けた取組を進めることが必要です。

【行政の取組】

施策 1 再生可能エネルギー等の利用促進

再生可能エネルギーの導入促進

- 住宅等への省エネルギー・再生可能エネルギー等利用設備の導入を支援します（再掲）
- 再生可能エネルギー（太陽光、水力、風力、バイオマス等）に関して情報提供をするなど導入を促進します
- 市有施設への再生可能エネルギー利用設備の導入を推進します
- 間伐により発生した林地残材のバイオマス発電^{*}利用について支援します
- 中小企業等に対し、太陽光発電設備の設置に必要な資金を融資します

未利用エネルギーの利用促進

- ごみの焼却によって発生する余熱を活用して発電を行います
- 生ごみや下水汚泥等のバイオマスの利活用について検討します

施策 2 新たなエネルギーの導入促進

- 「大分市水素利活用協議会」を設置し、水素エネルギーの利活用を図るための計画を策定します
- 燃料電池自動車^{*}の購入に対して補助金交付を行い、普及を促進します
- 中小企業等に対し、燃料電池自動車の購入に必要な資金を融資します

【市民の取組】

- 住宅への再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます
- 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます
- 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます

【事業者の取組】

- 事業所での再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます
- 再生可能エネルギーで発電したクリーンな電力の使用に努めます
- 水素エネルギーを活用した製品の導入に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
市の補助等を活用した 再エネ・省エネ設備導入件数（累計）	件	455	3,600
太陽光発電設備を設置した学校数	校	9	18

基本目標 6 環境の保全に連携して取り組むまち（環境教育・連携）

環境目標 6－（１）環境教育・環境学習を進めます

現状と課題

本市では、様々な環境イベントを通じて環境意識の普及啓発を推進するとともに、学校や公民館での環境教育・環境学習や、地域の農林水産物を地域で消費する地産地消の取組を推進しています。

環境保全活動への取組を推進していくためには、地域の環境への理解を深め、気づき、考え、主体的に行動する人材を育成することが重要であり、そのためには、子どもの頃から環境問題について考え学ぶことや、学校、家庭、地域が連携して環境教育を推進していくことが重要です。

市民の意識調査結果において、環境教育・連携に関する重要度は高くなっており、今後も幅広い年齢層への啓発活動や、市民への環境情報発信の充実により、子どもから大人まで学べる環境を整備していく必要があります。

【行政の取組】

施策 1 環境教育・環境学習の充実

- 環境教育副読本等を活用し、子どもの発達段階に応じた取組を推進します
- 子どもたちに省エネルギーなどを実践する取組を実施し、家庭内での環境教育・環境学習を推進します
- 教職員への環境教育に関する研修を実施し、環境教育の充実を図ります
- 環境に配慮したエコスクールの整備を推進します
- 環境イベントを通して、広く市民に環境問題に関する普及啓発を推進します
- 講座や出張教室等を開催し、環境に関する市民の意識高揚を図ります
- 大分エコライフプラザにおいて、リサイクルの啓発とともにフリーマーケット等の各種イベントを通じて環境意識の向上を図ります

施策 2 地産地消の促進

- 地産地消イベントを開催し、生産者の直売や加工等に対して支援を実施します
- 大分市地産地消サポーター制度*を通して、市民の地産地消を促進します
- 農作物の収穫体験を通して、都市住民と農村集落との相互理解を促進します
- 学校給食における地元産食材の積極的な利用を促進します

施策 3 環境情報の活用

- 環境白書により環境の現状や環境基本計画の進捗状況などを公表し、市民の環境に関する理解を促進します
- ホームページ等を活用し、環境に関する情報の提供の充実を図ります

【市民の取組】

- 地域で行われる講座やイベント等、環境教育・環境学習活動に積極的に参加します
- 家庭内で環境について話し合う機会を増やします
- 地域に根ざした安全で環境負荷の少ない農林水産物を積極的に活用します

【事業者の取組】

- 地域で講座やイベント等を行います
- 事業所内での環境教育・環境学習活動に努めます
- 市やNPO等が推進する環境教育・環境学習活動に協力します

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
環境学習会・講演会参加者数	人	751	1,000
「環境イベント情報や募集情報等お知らせ」サイト年間アクセス件数	件	25,581	30,000
地産地消サポーター数	件	2,152	3,400

環境目標 6 – (2) 市民・事業者・NPO 等との連携を進めます

現状と課題

本市では、大分市環境保全活動団体登録制度を実施し、様々な環境分野の民間団体（環境NPO等）の交流や支援に取り組んでいます。また、市民や事業者の自発的な環境保全行動を促進するため、「こどもエコクラブ[※]」や「きれいにしょうえおいた推進事業」の取組を行っています。

特に、2013（平成25）年度からは、顕著な環境保全活動を行っている団体を表彰し、その取組を広く紹介しています。また、環境マネジメントシステム「エコアクション21[※]」の取組を推進するため、2015（平成27）年度より、エコアクション21認証・登録を長期にわたり受けている市内の事業者に感謝状を贈呈しています。

今後も引き続き各種団体の環境保全活動を支援するとともに、団体のネットワーク化などを推進し、市、市民、事業者が連携して取り組むパートナーシップ体制の構築が必要です。また、広域的な環境問題に対応するため、国際的な協力の推進も必要となっています。

【行政の取組】

施策 1 人材の育成やネットワーク化の推進

- 「地球温暖化対策おいた市民会議」を開催し、市、市民、事業者が連携した取組を進めます
- 大分市環境保全活動団体の登録を促進し、環境保全活動団体のネットワーク化を推進します
- 環境保全活動を行う団体の情報発信等を行い、団体同士の連携や活性化を促進します
- 環境に係る人材のデータの更新を定期的に行うとともに、検索しやすい環境の整備を行います
- 環境保全、資源節約に関する国際的な協力を推進します

施策 2 環境保全活動の促進

- 環境保全活動団体の活動を支援します
- 子どもたちの環境に対する意識の高揚を図るため、「こどもエコクラブ」への参加を促進します
- 事業者の環境保全の取組を推進するため、エコアクション21の導入を促進します
- 優れた環境保全活動を行っている市民団体や事業者を顕彰し、環境保全活動を促進します

【市民の取組】

- 身近な環境問題に興味を持ち、日常的にできる環境保全活動の実践に努めます
- 地域における環境保全活動への参加に努めます

【事業者の取組】

- 環境保全活動への参加・協力を努めます
- 環境保全に関する知識のある人材の育成に努めます
- エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証に努めます

【目標設定】

指標名	単位	現状	目標値
		H27	H36
大分市環境保全活動団体登録数	団体	37	46
こどもエコクラブ在籍者数	人	380	500